

1. 経緯

わが国における体系的な義肢装具士養成教育の始まりは、1982年、国立障害者リハビリテーションセンターにおいてである。その後1987年には「義肢装具士法¹⁾」が制定され、国家資格として義肢装具士の免許、試験、業務などが定められた。養成教育については、第36条の規定に基づき「義肢装具士学校養成所指定規則」として定められている。第14条第2号は国家試験の受験要件を定めており、このうち一般的なのは第1項による「文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの」である。また、教育の内容（カリキュラム概要）については、2004年の大綱化を経て現在は

表1のとおり定められている。

2. 現況（2017年3月31日現在）

義肢装具士養成校数は10校（11課程）であり、1学年の総定員数は303名である。養成校のうち4年制学士課程は4校であり、また、国立は1校のみとなっている。

国家試験は年1回実施され、臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学などを含む臨床医学系科目に加え、義肢装具に関する工学系科目、および義肢装具専門科目として採型・採寸学、義肢装具適合学などについて筆記試験（選択形式）によって問われる。合格率の全国平均は、直近の第30回国家試験（2017年2月24日実施）で87.0%、過去24回分の平均では91.2%となっている。

表1 義肢装具士養成教育カリキュラム（義肢装具士法第四条）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5
	義肢装具領域における工学	10
専門分野	基礎義肢装具学	19
	応用義肢装具学	20
	臨床実習	4
合 計		93

^{*1} Prosthetist and Orthotist

^{*2} Kazuhiro Sakai 公益社団法人日本義肢装具士協会

義肢装具士免許取得者の合計は5,125名であり、このうち日本義肢装具士協会が2016年に行った「義肢装具士実態調査²⁾」(以下PO実態調査)の結果から、女性の占める割合はおよそ15%程度と推測される。また、義肢装具士のおよそ90%は義肢装具事業所に従事しており、医療機関、教育機関がこれに続く。参考までに、義肢装具事業所から養成校に寄せられる求人数は例年およそ300件であり、求職者数とはほぼ均衡している。

3. 今後の課題

(1) 義肢装具士の臨床ニーズと養成教育の整合性

PO実態調査および「義肢装具士養成教育実態調査³⁾」(以下、PO教育調査)の結果から、義肢や装具など義肢装具士が扱う主な項目について、臨床および教育に占める割合をそれぞれ比較した(図1)。義肢系科目はおしなべて教育の割合が臨床ニーズと比較し過多であること、一方、臨床において義肢装具士が多く扱う装具については教育の時間がそれに見合っていないことがうかがえる。さらに、義肢装具士の職域の拡大に伴い、車椅子・シーティングや福祉機器など、義肢装具以外の分野におけるニーズが高まっている現状がある。今後は義肢装具士を取り巻くこれらの状況変化を反映した養成教育カリキュラムの再編成が望

まれる。

(2) 臨床業務への焦点化

義肢装具士が行う業務は臨床業務と製作業に大別される。前者は医療機関において医師の処方を受け、診療の補助として行う採型業務および義肢装具の適合業務などであり、後者は材料の加工や組み立てなど、いわゆる作業台上での作業である。義肢装具士の医療専門職としての本来業務は前者であり、後者は義肢装具士免許がなくとも許される業務である。他方、養成教育における専門科目の実習授業は主に「評価・採型」、「製作」、「適合」で構成されている。図2は例として「下肢装具学」の実習授業時間数に占める各割合を示したものであるが(10校の平均値)、7割弱を占める製作時間に対して、対象者(学内ではモデル被験者)を扱う臨床的な実習時間が極めて不足しているといえる。義肢装具士養成教育においては今後、学生が在学中に臨床能力を可能な限り高められるよう、臨床実習のあり方を含めた検討が待たれるところである。

(3) 卒後教育(生涯学習)への連続性

医師を含めた医療専門職について、新卒者の臨床能力が「技能」や「態度」に比して「知識」特

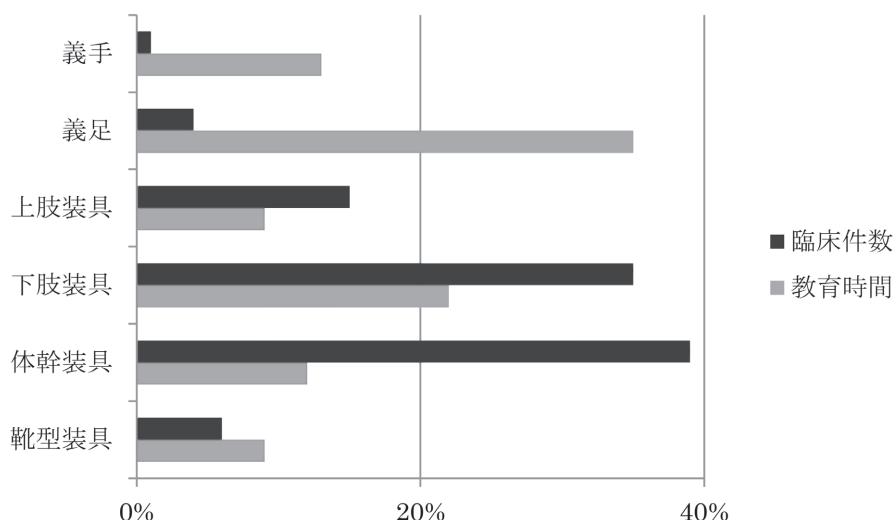


図1 臨床件数と教育時間の対比

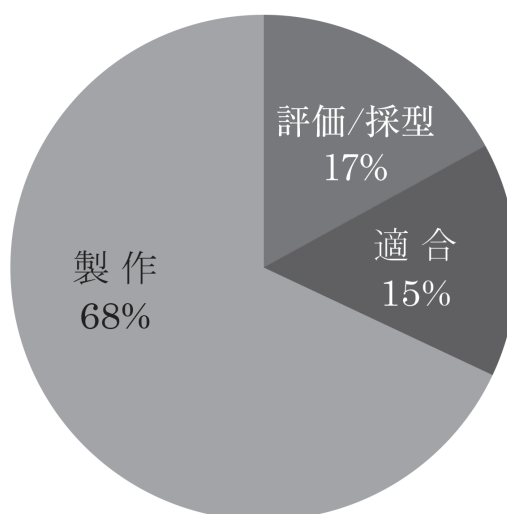


図2 下肢装具学実習授業の構成と割合

に想起レベルに偏っていることは以前より指摘されているところである⁴⁾。義肢装具士については、資格が筆記のみの試験で与えられることに加え、上述の背景も相まってこの傾向が顕著である。新人義肢装具士が可及的早期にこのギャップを埋め、一般的に求められる臨床能力を身につけるために、さらに、特定の専門分野でベストプラクティスを提供できるレベルに到達するために、職能団体や関連学会による体系的な卒後教育（生涯学習）プログラムの存在が不可欠である。日本義肢装具士協会においてはこのことから、養成教育者と関連学会の双方に働きかけ、優れた義肢装具士を社会へ担保すべく専門義肢装具士認定制度などの仕組みづくりに取り組んでいるところである。

まとめ

わが国においては体系的な義肢装具士養成教育が始まって30年余りが経過するなか、初期の概念や考え方が現行の教育に踏襲されている部分も多く、義肢装具のニーズの変化や関連するテクノロジーの進歩、義肢装具士を取り巻く状況の変化が

十分に反映されていない状況にある。

また、専門職としての教育は養成課程で完結するものでないことは明らかであり、今後は専門職の育成にかかわるすべてのステークホルダーによる連携のもと、専門的、体系的なパスウェイの構築が期待されるところである。

文献

- 1) 義肢装具士法（昭和六十二年六月二日法律第六十一号）
- 2) 日本義肢装具士協会. 第2回義肢装具士実態調査. 義肢装具士白書2016. p.37-53. 2017.
- 3) 坂井一浩. 義肢装具士養成教育の実態調査. 義肢装具士白書2016. p.61-67. 2017.
- 4) 石丸裕康, 栗山勝, 高林克己, 伴信太郎. 基本的臨床能力の習得と教育. 週刊医学界新聞第2277号. 1998年2月16日.